

(様式 5)

### 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

法令名	根拠条項	資料番号	2 2	担当課	林業政策課
森林組合法	100 の 22- 1	許認可等の内容	生産森林組合の認可地縁団体への組織変更の認可		
森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日 法律 36 号）					
1. 根拠規定 （組織変更の認可） 第 100 条の 22 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 ② 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。 1 組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる要件に該当していること。 2 組織変更計画において、第 100 条の 20 第 2 項第 1 号に掲げる事項として、地方自治法第 260 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項が定められていること。 ③ 都道府県知事は、第 1 項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。 ④ 組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第 260 条の 2 第 10 項の規定の適用については、同項中「第 1 項の認可をしたとき」とあるのは、「森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 100 条の 22 第 3 項の通知があつたとき」とする。					
2. 許認可等の基準 第 100 条の 22 ② 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。 1 組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる要件に該当していること。 2 組織変更計画において、第 100 条の 20 第 2 項第 1 号に掲げる事項として、地方自治法第 260 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項が定められていること。 ③ 都道府県知事は、第 1 項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。					

(様式 5)

## 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

④ 組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第 260 条の 2 第 10 項の規定の適用については、同項中「第 1 項の認可をしたとき」とあるのは、「森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 100 条の 22 第 3 項の通知があつたとき」とする。

(組織変更計画の承認等)

第 100 条の 20 組合は、前条の規定による組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

② 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 組織変更後の認可地縁団体（以下「組織変更後認可地縁団体」という。）の規約で定める事項
- 2 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所
- 3 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名
- 4 組織変更後認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名
- 5 組織変更後認可地縁団体が組織変更の際して組織変更をする組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- 6 組織変更をする組合の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項
- 7 組織変更がその効力を生ずべき日
- 8 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

(準用規定)

第 100 条の 24 第 66 条、第 67 条第 1 項及び第 2 項、第 100 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 100 条の 4、第 100 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 100 条の 7、第 100 条の 8 第 2 項、第 100 条の 9 第 4 項並びに第 100 条の 10 から第 100 条の 13 までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第 66 条第 2 項第 1 号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「組織変更をする旨」と、同項第 2 号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と、第 100 条の 3 第 2 項中「前項」とあるのは「第百条の 20 第 1 項」と、同条第 3 項中「第 1 項の」とあるのは「第 100 条の 20 第 1 項の」と、第 100 条の 4 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 100 条の 20 第 1 項」と、「通知したもの」とあるのは「通知したもの（同条第 2 項第 1 号に規定する組織変更後認可地縁団体の構成員となることができないものを除く。）」と、第 100 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに第 100 条の 7 第 1 項中「株式又は金銭」とあるのは「金銭」と、第 100 条の 8 第 2 項中「前項」とあるのは「第 100 条の 22 第 1 項」と、第 100 条の 9 第 4 項中「第三章第二節第一款」とあるのは「第三章第二節第三款」と、第 100 条の 11 第 1 項中「第 100 条の 3 第 6 項」とあるのは「第 100 条の 24」と、同条第 2 項第 3 号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(様式 5)

## 判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

○森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（抄）（平成 29 年 3 月 23 日総務省・農林水産省令第 1 号）

（組織変更の認可の申請）

第 2 条 法第 100 条の 22 第 1 項の認可を申請しようとする生産森林組合は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、これを当該生産森林組合の地区の区域を包括する都道府県の知事に提出しなければならない。

- 1 組織変更計画書（法第 100 条の 20 第 1 項の組織変更計画をいう。次号において同じ。）の内容を記載した書面又はその謄本
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 3 法第 100 条の 24 において準用する法第 66 条第 1 項の財産目録及び貸借対照表
- 4 法第 100 条の 24 において読み替えて準用する法第 66 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 8 条の 2 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第 100 条の 24 において準用する法第 67 条第 2 項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更（法第 100 条の 20 第 1 項に規定する組織変更をいう。）をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 組織変更後認可地縁団体の規約となるべきもの
- 6 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべきものの名簿
- 7 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している場合にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している場合にあつては保有予定資産目録
- 8 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書面
- 9 法第 100 条の 20 第 2 項第 7 号の日について変更があつたときは、その変更を証する書面
- 10 その他参考となるべき事項を記載した書面

○地方自治法（抄）（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）

〔地縁による団体〕

第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(様式 5)

### 判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

- 1 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
  - 2 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - 3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
  - 4 規約を定めていること。
- ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。